

子育て支援の充実

◆ 保育園等の整備・機能拡充

【保育課】

1 事業の目的

多様化する保育ニーズや、少子化に伴う需要変化に柔軟、かつ効果的・効率的に対応するため、官民が協働して、保育需要や配置バランスを考慮した保育環境の整備を計画的に進めることにより、子育て支援サービスの充実を図る。

2 事業概要

(1) 保育園の整備について

待機児童の解消を図るため、民間保育園の新設・誘導や、改築期にある既存保育園において、改築等に合わせた定数増や施設の多機能化を行うなど、保育需要に対応した施設整備に取り組む。

(2) 保育園等の機能拡充について

【概 要】

(20年度) ⇒ (21年度)

- ・乳児保育実施園の拡大 70園 ⇒ 71園 (全園実施)
- ・休日保育実施園の拡大 1園 ⇒ 2園
- ・夜間保育実施園の拡大 1園 ⇒ 2園
- ・待機児童の解消に向けた定数増 6,090人 ⇒ 6,225人 (135人増)
(うち公立16園: 1,920人 ⇒ 1,730人)
(うち私立55園: 4,170人 ⇒ 4,495人)
- ・病児・病後児保育事業の拡大 病児・病後児保育 3か所 ⇒ 4か所
(うち病児保育: 1か所)
- ・地域子育て支援センター(子育てサロン)などの事業内容の充実
⇒親子で遊ぶ場の提供, 子育て情報の提供, 育児相談, 子育てサークルの紹介など

3 事業スケジュール

平成21年度

- ・休日保育実施園の拡大(民間活力の活用)
- ・待機児童の解消(改築等に伴う定数増)
- ・病児・病後児保育事業の拡大
- ・保育園整備方針・整備計画(後期計画)の改定

◆ 家庭的保育事業（保育ママ制度）の実施

【保育課】

1 事業の目的

増大する保育需要に対応するため、家庭的保育者（保育ママ）を配置し、子どもの個々に応じた保育を、家庭的な雰囲気の中で実施する。

2 事業概要

市が認定する保育士等の資格を持つ者（保育ママ）の居宅において、保育所と連携を図りながら、3歳未満の低年齢児の保育を行う。

- ・対象児童：常時保育に欠ける3歳未満の乳幼児
- ・家庭的保育者（保育ママ）の資格：保育士又は看護師
- ・受入れ人数：家庭的保育者（保育ママ）1人につき乳幼児3名以内（5名までの乳幼児を預かる場合は、補助者を常時配置）
- ・実施場所：家庭的保育者（保育ママ）の居宅内

3 事業スケジュール

平成20年度 保育ママ制度開始

平成21年度 保育ママの実施箇所の拡大

◆ 事業所内保育施設設置促進

【保育課】

1 事業の目的

仕事と子育てが両立でき、安心して子どもを生み育てられる環境の整備をさらに進めるため、事業所内保育施設の設置を促進する。

2 事業概要

（1）対象施設

市内に事業所を有する事業主が新たに設置する、国（財団等）の補助対象とならない小規模な事業所内保育施設（定員5人以上10人未満の施設）

（2）対象経費

施設の建築・設備費、施設の購入費（土地の購入に要する費用は除く。）、遊具等の購入費

（3）補助額

上記対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額。ただし、500万円を上限

3 事業スケジュール

平成20年度 補助制度の創設, 実施

平成21年度 設置の促進

◆ 子どもの健康支援の充実

【子ども家庭課】

1 事業の目的

子育てに対する親の不安や経済的負担の軽減を図り, 安心して子どもを育てることのできる環境を整備するため, 子どもに対する支援を充実する。

2 事業概要

(1) こども医療費助成制度

子どもの病気の早期発見と早期治療及び子育て世代の経済的負担の軽減を図る。

(従来)

(平成20年10月～)

- | | | | |
|-------|---------|---|---------|
| ・対象者 | 小学3年生まで | → | 小学6年生まで |
| ・現物給付 | 3歳未満 | → | 小学6年生まで |

※従来の制度では入院についてのみ, 小学4年生から小学6年生までを対象としていた。
(所得制限あり)

(2) こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し, 母子の健康支援やアドバイスを通じた子育て支援を推進する。

- ・母子の健康状態, 養育環境の把握と保健指導
- ・子育て支援サービスに関する情報提供 など

3 事業スケジュール

(1) こども医療費助成制度

平成20年5月～ 関係機関との調整等, 市民等への周知

平成20年10月～ 新制度開始

(2) こんにちは赤ちゃん事業

平成20年度～ 年間を通じた全戸訪問

◆ 妊娠・出産に対する支援の充実

【子ども家庭課】

1 事業の目的

健康的、経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境を整備するため、妊娠・出産に対する支援を充実する。

2 事業概要

(1) 妊産婦医療費助成制度の充実

妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促し、健康増進を図るため、助成対象期間を出産の翌々月に拡充する。

(現在) (平成21年10月)

・助成対象期間 出産の翌月まで → 出産の翌々月まで

(2) 妊婦一般健康診査の充実

妊婦の健康管理、異常の早期発見、健診費用の負担軽減を図るため公費負担回数を拡大する。

(平成20年度) (平成21年度)

・公費負担回数 12回分 → 14回分

(3) 不妊治療費助成の充実

①特定不妊治療費助成の充実

医療保険適用外の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的負担の軽減を図るため、治療費助成の拡大を実施した。年間2回、通算5年まで。（所得制限あり）

(平成19年度) (平成20年度)

・助成額 上限額10万円/回 → 上限額20万円/回

・助成条件 年間2回、通算5年まで（所得制限あり）

②人工授精治療費助成制度の新設

少子化対策として、子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、従来の特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に加え、人工授精治療も対象とする。

(平成20年度) (平成21年度)

・対象治療 特定不妊治療 → 特定不妊治療、人工授精治療

3 事業スケジュール

(1) 妊産婦医療費助成制度の充実

平成21年4月～ 制度改正準備・市民への周知等

平成21年10月 新制度開始

(2) 妊婦一般健康診査の充実

平成21年4月 妊婦一般健康診査公費負担回数を拡大

(3) 不妊治療費助成の充実

①特定不妊治療費助成の充実

平成20年4月 特定不妊治療費助成にかかる上限額を拡大

②人工授精治療費助成制度の新設

平成21年4月 新制度開始

◆ 子育て情報提供事業の充実

【子ども未来課】

1 事業の目的

市民が安心して子どもを生み、育てることができる「子育てがしやすいまち宇都宮」の実現に向け、子育て環境の充実を図るため、各分野で実施している子育てに関する情報を一本化し、わかりやすく、総合的に提供する。

2 事業概要

ホームページ・携帯サイトにより、子育てに関する情報の提供やメールマガジンの送信などを行い、子育て家庭に対する支援を行う。

【ホームページの内容（予定）】

- ・市が実施する子育て支援サービス等の情報
- ・子育て施設、遊び場の紹介
- ・子ども参加型イベント、外出マップ（赤ちゃんの駅等）などの情報
- ・子育てサークルなど仲間づくり情報
- ・子育てに関する商品紹介 など

3 事業スケジュール

平成21年度 ホームページの開設